

答申

別紙一覧表記載の審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 答申

1 審査会の結論

本件審査請求はいずれも却下されるべきである。

2 事実

(1) 別紙一覧表のとおり。

(2) 別紙一覧表 No. 9 に関連する事実として、審査請求人は、令和2年(2020)2月14日付けで「大社町鷺浦の伊奈西波岐神社沿いの公衆トイレの設置及び管理に関する公文書の全て(図面含む)」について公文書公開請求を行い、これに対する令和2年(2020)3月6日付け公文書部分公開決定により「鷺鷺地区観光関連施設(公衆トイレ)の維持管理に関する協定書」が開示されている。

3 審査会の判断

(1) 別紙一覧表 No. 1～3、7、8 について

ア いずれも、公文書公開請求に対する決定が遅れているという不作為に対する審査請求であるが、その後、公文書部分公開決定がなされ、現時点では不作為が全て解消されていることが確認できた。

イ よって、現時点では審査請求の利益を欠くため、審査請求は却下すべきである。

(2) 別紙一覧表 No. 4～6 について

ア いずれも、公文書公開請求に対する公文書部分公開決定はなされているものの、当該文書の閲覧日について、審査請求人と実施機関との間で日程調整が付かなかったところ、審査請求人より、当該文書を早く公開すべきという審査請求がなされた事案である。なお、現時点では、いずれも閲覧は完了している。

イ 出雲市情報公開条例第17条の2によれば、「公開決定等又は公開請求に対する不作為について不服がある者は、審査請求をすることができる。」ところ、本件では、行政処分としての公文書部分公開決定はすでになされており、審査請求人も、当該決定について変更を求めているわけではない。閲覧日の調整が付かないという事実状態に対する不服は、処分に対する不服ではないから、審査請求としては不適法である。

なお、本件ではいずれも閲覧が完了しているが、公文書部分公開決定がなされたにも関わらず、事実上、当該公文書の閲覧ができない状態が長期化している場合には、当該公文書部分公開決定の履行を求める民事訴訟により解決を図る方法が考えられる。

ウ よって、審査請求は却下すべきである。

(3) 別紙一覧表 No. 9 について

ア 実施機関が、本件公文書公開請求の対象文書ではないと回答したことを受けて、審査請求人は、本件審査請求を行うとともに、別途の公文書公開請求を申し立てたところ、審査請求人の求める公文書は、別途の公文書公開請求手続において開示されたという事案である。

イ 当審査会としては、上記事実関係においては、審査請求人はすでに本件審査請求の目的を達成しているので、現時点では審査請求の利益を欠くため、本件審査請求は却下すべきと考える。

ウ なお、たとえ審査請求の利益が認められたとしても、審査請求人が本件公文書公開請求で求めた公文書は、伊奈西波岐神社沿いの公衆トイレの設置に関する当該土地の使用貸借契約書等であるのに対し、本件審査請求において公開を求めているのは、その土地に設置された公衆トイレの維持管理に関する協定書であって、本件公文書公開請求の対象外の文書の開示を求めていることが明らかである。

(4) 別紙一覧表 No. 10～13 について

ア いずれも、審査請求人が、公文書部分公開決定に基づき、該当の公文書を閲覧した日の翌日から3か月以上が経過してから、審査請求が申し立てられた事案である。

イ 「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月（中略）を経過したときは、することができない。」（行政不服審査法第18条第1項）ところ、審査請求人は、遅くとも当該公文書の閲覧をした日には、公文書部分公開決定があったことを知ったはずであるから、閲覧日から3か月以上が経過してから審査請求を申し立てることはできない。

ウ 例外的に、期間徒過について「正当な理由」があるときは審査請求ができる（同法同条同項）が、本件では、そのような事情は伺えない。

審査請求人は、令和4年12月12日付「「審査請求書の補正に関する照会」について」において、該当の公文書を閲覧した日の翌日から3か月以内に審査請求を申し立てることができなかつた理由は、公文書の量が多く、精査に時間がかかったため等と述べているが、文書に非公開部分があることは黒塗り等により一見して明らかであるから、期間徒過について「正当な理由」があったとはいえない。なお、同書面によれば、審査請求人は行政不服審査

法を知らなかった様子であるが、法の不知も「正当な理由」にはならない。
エ よって、審査請求は却下すべきである。

(5) 別紙一覧表 No. 14 について

ア 審査請求人は、公文書部分公開決定に基づき、平成30年4月25日及び同26日に当該文書の閲覧をしたが、その後、当該公文書が隠ぺい・改ざんされたと主張している。

このような審査請求人の主張から、本件公文書公開請求は当該公文書の閲覧により手続が終了しており、本件審査請求は本件公文書部分公開決定に対する不服ではないことが明らかである。

イ よって、審査請求は却下すべきである。

(6) 別紙一覧表 No. 15～17 について

ア 審査請求人は、公文書部分公開決定に基づき公開が決定された文書について、写しではなく原本を開示すべきと述べている。

イ しかし、審査請求人の主張する文書の開示方法に関する問題は、閲覧日の日程調整に関する問題と同様に、事実上の争いであって、行政処分（すなわち、本件公文書部分公開決定）の変更は必要ないので、処分に対する不服ではなく、審査請求の対象にはならないと当審査会は考える。

ウ 文書の公開方法については、出雲市情報公開条例第15条において、原則として原本によるべきであるが、相当の理由がある場合は写しによることができることとされている。本件公文書部分公開決定において具体的にどうすべきかは、上記定めに従い、実施機関と審査請求人との間の協議により決定すべきであるが、もしも協議が整わなかった場合には、民事訴訟により解決を図る方法が考えられる。

エ よって、本件審査請求は却下すべきである。

(7) 審査会の結論

よって、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙) 公開請求・審査請求一覧表

No.	公開請求		処分			審査請求		弁明書	諮問年月日
	年月日	請求する公文書の件名又は内容	年月日	決定の内容	閲覧日	年月日	審査請求の趣旨	要旨	諮問番号
1	H30.5.28	△△△△△△、○○○○○、●●●●●、鶺鴒地区、鶺鴒地区住民および鶺鴒地区で活動している個人、団体および法人へ受給された出雲市および出雲市以外からの助成金及び補助金に関する全ての情報	R1.5.17 総務 第 105-1 号	部分公開 不存在		H30.7.13	2018 年 5 月 28 日付公文書公開請求により請求した公文書の非公開は出雲市情報公開条例違反になる。	請求内容が広範囲に渡り、現在も早期な決定に向けて準備を進めているところである。 よって、決定後は、本件審査請求について訴えの利益はなくなるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 なお、令和元年 5 月～8 月に部分公開済み	H30.8.22 総務 第 385 号
2	H30.6.11	△△△△△△に関する公文書の全て	R1.5.17 総務 第 106-1 号	部分公開 不存在		H30.7.31	2018 年 6 月 9 日付公文書公開請求により請求した公文書の非公開は出雲市情報公開条例違反になる。	請求内容が広範囲に渡り、現在も早期な決定に向けて準備を進めているところである。 よって、決定後は、本件審査請求について訴えの利益はなくなるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 なお、令和元年 5 月～8 月に部分公開済み	H30.8.31 総務 第 400 号
3	H30.6.14	△△△△△△、○○○○○、●●●●●、鶺鴒地区、鶺鴒地区住民および鶺鴒地区で活動している個人、団体および法人へ受給された出雲市からの委託金に関する公文書の全て	R1.5.17 総務 第 107-1 号	部分公開 不存在		H30.7.31	2018 年 6 月 14 日付公文書公開請求により請求した公文書の非公開は出雲市情報公開条例違反になる。	請求内容が広範囲に渡り、現在も早期な決定に向けて準備を進めているところである。 よって、決定後は、本件審査請求について訴えの利益はなくなるため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 なお、令和元年 5 月～8 月に部分公開済み	H30.8.31 総務 第 399 号
4	H30.11.26	コミュニティセンターの団体育成費の規則、要綱、基準、条件及び手続についての公文書の全て（設置当初の版から現在まで）	H30.12.10 自振 第 280 号	部分公開		H31.3.27	2018 年 11 月 26 日付公文書公開請求により請求した公文書の公開、または、公開しない理由の通知	本件公開請求に対し、公文書部分公開決定通知書(H30.12.10 自振第 280 号)を送付しており、公開決定に係る処分は終了している。 また、公開日については、当該通知書において「協議のうえ決定する」としている。 結果として、公開は平成 31 年 4 月 19 日になったが、請求人の都合等を聴き日程調整したことによるものである。 よって、決定通知及び公文書の公開まで終えており、審査請求に係る訴えの利益はないため、本件審査請求を却下するとの裁決を求める。	R 元.10.2 総務 第 516 号
5	H30.11.26	出雲市コミュニティセンター運営協議会の就業規則の全ての版（初版から現在まで）	H30.12.10 自振 第 281 号	公開		H31.3.27	2018 年 11 月 26 日付公文書公開請求により請求した公文書の公開、または、公開しない理由の通知	本件審査請求に対する意見（対応等）は、№4 のとおり よって、本件審査請求を却下するとの裁決を求める。	R 元.10.2 総務 第 519 号

No.	公開請求		処分			審査請求		弁明書	諮問年月日
	年月日	請求する公文書の件名又は内容	年月日	決定の内容	閲覧日	年月日	審査請求の趣旨	要旨	諮問番号
6	H30.11.26	2018年8月6日に鶺鴒コミュニティセンター及び運営委員会の公文書を閲覧した際、鶺鴒コミュニティセンターのファックス機の時間設定について出雲市の職員が示した文書(4枚)	H30.12.10 自振 第282号	公開		H31.3.27	2018年11月26日付公文書公開請求により請求した公文書の公開、または、公開しない理由の通知	本件審査請求に対する意見(対応等)は、№4のとおり よって、本件審査請求を却下するとの裁決を求める。	R元.10.2 総務 第517号
7	R1.6.24	請求者の平成28年4月5日の公文書公開請求において出雲市が公開した公文書(含むその原本)の全て	R1.9.12 自振 第233号	部分公開		R1.8.16	2019年6月24日付公文書公開請求により請求した公文書の公開、または、公開しない理由の通知	本件公開請求に係る公文書については、令和元年8月26日まで 情報公開審査会に提出していたため公開決定通知ができなかった。 期間延長についても、延長後の期間を定めることができなかった ため通知をしておらず、当該公文書が返却された後に速やかに情報を 調査し、令和元年9月12日付けで部分公開通知を行った。 よって、公開決定通知により、審査請求に係る訴えの利益はなくな ったため本件審査請求を却下するとの裁決を求める。(公開年月 日は不明)	R元.10.2 総務 第523号
8	R1.6.24	鶺鴒コミュニティセンター運営委員会の平成29年2月2日の会議及び平成29年7月20日の会議の議事録の原本	R1.9.12 自振 第233号	部分公開		R1.8.16	2019年6月24日付公文書公開請求により請求した公文書の公開、または、公開しない理由の通知	№7のとおり、本件審査請求を却下するとの裁決を求める。	R元.10.2 総務 第524号
9	H30.5.14	伊奈西波岐神社沿いの公衆トイレの設置に関する当該土地の使用貸借契約書および当該契約に関する公文書	H30.5.25	部分公開		H30.7.22	伊奈西波岐神社沿いの公衆トイレの維持管理に関する協定書の公開を 求める。 何度か当該公文書の公開を要請したが拒否された。別途の公開請求 の必要はなく公開すべき。	H30.5.1の閲覧の際に確認された「公衆トイレの維持管理に関する 協定書」は、今回、公開請求された公文書には当たらず、別途、 公開請求書の提出が必要である。 よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 なお、当該協定書については、R2.2.14公開請求、同年3.26部分 公開済み(交通政策課)	H30.8.22 総務 第386号
10	H30.5.28	△△△△△△等で活動している個人、団体および法人へ受給された出雲市等からの助成金及び補助金に関する全ての情報	R1.5.17	部分公開	R1.5.23 R1.5.29	R1.9.7	R元.5.17付公文書部分公開決定通知(総務第105-1号)について公文書の黒塗り(非公開)した部分の公開を 求める。 (非公開の規定は該当しない、公開しない理由を否定する。)	①「鶺鴒体験ツアー実行委員会役員名簿」、「受入者の団体名・代表 者名、体験内容及び報告の内容」、「貸地使用許可書、定款、会議報 告書」のうち、氏名・住所等は、条例第6条第1号(個人情報)に該 当 ②体験内容の一部が記載されている文書は、ふるさと定住財団との 間における協議・依頼等により取得した情報であり、条例第6条第 4号(協力関係情報)に該当 ③任意団体及び地縁団体の印影・電話番号・口座情報等は、条例第 6条第2号(法人情報)に該当 よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。	R2.4.13 総務 第30号

No.	公開請求		処分			審査請求		弁明書	諮問年月日
	年月日	請求する公文書の件名又は内容	年月日	決定の内容	閲覧日	年月日	審査請求の趣旨	要旨	諮問番号
11	H30.5.28	△△△△△△等で活動している個人、団体および法人へ受給された出雲市等からの助成金及び補助金に関する全ての情報	R元.5.17	部分公開	R1.5.23 R1.5.29	R1.9.8	R元.5.17付公文書部分公開決定通知（総務第105-1号）について ①起案用紙に記載されている家族全員の住民票等必要書類 ②会議報告書に記載されている志賀氏からの提案書の公開を求める。	①住民票等必要書類の公開については、個人の住所・世帯構成や個人の資産に関する情報 ②志賀氏からの提案書については、本人の思想に関する情報であり、いずれも、条例第6条第1号(個人情報)に該当するため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。	R2.4.13 総務 第29号
12	H30.6.11	△△△△△△に関する公文書の全て	R元.5.17	部分公開	R1.5.29	R1.9.7	R元.5.17付公文書部分公開決定通知（総務第106-1号）について公文書の黒塗り（非公開）した部分の公開を求める。 （非公開の規定は該当しない、公開しない理由を否定する。）	①古民家は「△△△△△」の資産で古民家での宿泊利用を目的とするものである。この古民家の改修図面(間取り図)の公開については、宿泊者の秩序と安全の確保の観点から古民家の事業運営上、正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第2号(法人情報)に該当 ②支出負担行為書の黒塗りは個人の住所であり、条例第6条第1号(個人情報)に該当 よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。	R2.4.13 総務 第27号
13	H30.6.14	△△△△△△等で活動している個人、団体および法人へ受給された出雲市等からの委託金に関する全ての情報	R元.5.17	部分公開	R1.5.23	R1.9.7	R元.5.17付公文書部分公開決定通知（総務第107-1号）について公文書の黒塗り（非公開）した部分の公開を求める。 （非公開の規定は該当しない、公開しない理由を否定する。）	①町内会変更届出書及び町内会届出書兼行政連絡業務受託確認書兼委任状のうち、代表者の住所及び電話番号は、条例第6条第1号(個人情報)に該当し、町内会の口座情報は、条例第6条第2号(法人情報)に該当 ②鶉鷺森林公園役員名簿は、公にされていない団体役員名であり、条例第6条第1号(個人情報)に該当 よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。	R2.4.13 総務 第25号
14	H28.4.5	H30.7.27に閲覧し写しを取得した手書きがある鶉鷺コミセン運営委員会議事録の隠ぺいを図り改ざん廃棄している。	H30.4.25	部分公開		H31.3.27	鶉鷺コミュニティセンターおよび同運営委員会についての情報	本件公開請求に対し、公文書部分公開決定通知書を送付し、公文書を公開しており、公開決定に係る処分は結了している。また、隠ぺいした事実はなく、審査請求に係る処分にも該当しないため、本件審査請求を却下するとの裁決を求める。	R元.10.2 総務 第518号

No.	公開請求		処分			審査請求		弁明書	諮問年月日
	年月日	請求する公文書の件名又は内容	年月日	決定の内容	閲覧日	年月日	審査請求の趣旨	要旨	諮問番号
15	H30.5.28	△△△△△△等で活動している個人、団体および法人へ受給された出雲市等からの助成金及び補助金に関する全ての情報	R 元.5.17	部分公開		R 元.9.6	R 元.5.17 付公文書部分公開決定通知（総務第 105-1 号）について当該公文書の原本の公開を求める。	出雲市情報公開条例及び要綱の規定に基づき、供覧に供した部分公開の文書については、原本を複写した上で、非公開部分を黒く塗りつぶし、それを再度複写して公開した。また、非公開部分がない場合は、保存場所が分散しており、公文書の散逸を防ぐ必要があると判断し、全て公文書の写しで対応した。 よって、審査請求人の原本を公開していないとの主張は、審査請求の理由には該当しないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。	R2.4.13 総務 第 31 号
16	H30.6.11	△△△△△△に関する公文書の全て	R 元.5.17	部分公開		R 元.9.6	R 元.5.17 付公文書部分公開決定通知（総務第 106-1 号）について当該公文書の原本の公開を求める。	№15 のとおり、審査請求人の原本を公開していないとの主張は、審査請求の理由には該当しないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。	R2.4.13 総務 第 28 号
17	H30.6.14	△△△△△△等で活動している個人等へ受給された委託金に関する全ての情報	R 元.5.17	部分公開		R 元.9.6	R 元.5.17 付公文書部分公開決定通知（総務第 107-1 号）について当該公文書の原本の公開を求める。	№15 のとおり、審査請求人の原本を公開していないとの主張は、審査請求の理由には該当しないため、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。	R2.4.13 総務 第 26 号

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 8月22日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和 4年 7月25日 (第1回審査会)	審議
令和 4年 9月15日 (第2回審査会)	審議
令和 4年11月18日 (第3回審査会)	審議
令和 4年12月26日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹